

平成18年7月31日

「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の骨格」について

社団法人 全国地方銀行協会  
会 長 瀬 谷 俊 雄

本日、「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の骨格」が公表され、郵政民営化後の事業に関する現段階での日本郵政株式会社の考え方が明らかとなりました。

地銀界はこれまで、郵政民営化を進めるに当たっては、郵便貯金事業を民間金融市場に円滑に統合することが重要であるとの観点から、経営規模の縮小、民間との公正な競争条件の確保、地域との共存、という3つの基本的主張を行ってまいりました。しかし、今回公表された骨格は、これらに反し、明らかに業務肥大化、民業圧迫の方向性を示したものと云わざるを得ず、地銀界としては強い危惧を覚えています。

具体的には、郵便貯金銀行は預金の預入限度額の拡大・廃止を謳っており、これは民間金融市場への円滑な統合の前提となる規模縮小に逆行するものです。また、郵便貯金銀行は、民営化直後にシンジケートローンに参入し、その後速やかに、個人や中小企業向けの各種ローン業務、クレジットカード業務等への参入を希望しており、まさに業務肥大化路線を進もうとしています。

これらの新規業務への参入等は、民間との公正な競争条件が確保されたうえで検討されるべきもので、政府出資等による暗黙の政府保証や特別の恩典が残されたままで認められることとなれば、民業圧迫の深刻化が進み、地域経済を支える地域金融機関の経営基盤が脅かされ、ひいては地域の金融システムの安定に重大な影響を及ぼす事態を惹起させかねないものと考えます。

なお、今回の骨格には、早期の全銀システムとの接続が既に予定されているかのような記述がありますが、本問題については、今後、決済システムの安全性確認等の観点を含め、関係者間で慎重な検討がなされるべきであると考えます。

私ども地方銀行としては、今後の実施計画の策定に当たり、郵政民営化委員会をはじめ関係各方面において、地域金融機関の意見を十分に踏まえ、郵政民営化の本来の趣旨に沿った慎重な検討が行われるよう強く要望します。

以 上

< 本件に関する照会先 > 企画部・大橋、諫山 03-3252-5171